

「緑の雇用」新規就業者育成推進事業

林業就業に意欲がある若者など

就職

林業経営体

* 認定事業主であること等の条件があります。

*認定事業主とは
「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から改善計画の認定を受けた事業主

「緑の雇用」新規就業者育成推進事業では、安全で効率的な作業ができる林業作業士を育成するため、研修を実施する林業経営体に対し助成を行います。

助成額の目安：年間最大約137万円/人（1経営体に1年目研修生2名の場合（H30年度実績））

研修の体系

研修の種類	トライアル雇用		林業作業士(フォレストワーカー)研修		
	本格採用前	1年目	2年目	3年目	3年目
研修生の要件	①労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者 ②研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 ③林業就業に必要な健康状態の者 ④林業就業経験：通算1年未満等	①労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者 ②研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 ③林業就業に必要な健康状態の者 ④林業就業経験：通算2年未満 ⑤当該年度を通じた就業を予定している者 ⑥林業就業に対する意識が明確な者等	①フォレストワーカー研修(1年目)を修了している者 ②研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 ③フォレストワーカー研修(1年目)修了後、3年以上経過していない者等	①フォレストワーカー研修(2年目)を修了している者 ②研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 ③フォレストワーカー研修(1年目)修了後、4年以上経過していない者等	①フォレストワーカー研修(3年目)を修了している者 ②研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 ③フォレストワーカー研修(1年目)修了後、4年以上経過していない者等
実地研修(OJT)	○	○	○	○	○
集中研修	—	—	—	—	—
		林業作業の基本と安全 (28日間程度の座学と実習)	基礎力の定着・向上 (29日間程度の座学と実習)	林業機械を使用した 林業作業 (21日間程度の座学と実習)	
		【研修中に取得する安全講習等】 ・普通救命講習 ・刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育 ・伐木等の業務に係る特別教育 ・玉掛け技能講習 ・小型移動式クレーン運転技能講習 ・網猟・わな猟	【研修中に取得する安全講習等】 ・不整地運搬車運転技能講習 ・荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育 ・機械集材装置の運転の業務に係る特別教育 ・車両系建設機械(整地等)運転技能講習 ・走行集材機械の運転の業務に係る特別教育	【研修中に取得する安全講習等】 ・簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育 ・伐木等機械の運転の業務に係る特別教育	

助成の内容・上限(予算状況により変動する場合があります。)

	90,000円/月 (最大3ヶ月)	81,000円~94,500円/月 ^{※3} (最大8ヶ月)	90,000円/月 (最大8ヶ月)	90,000円/月 (最大8ヶ月)
技術習得推進費 研修生1人当たりの上限(定額)	90,000円/月 (最大3ヶ月)	81,000円~94,500円/月 ^{※3} (最大8ヶ月)	90,000円/月 (最大8ヶ月)	90,000円/月 (最大8ヶ月)
労災保険料 研修生1人当たりの上限	技術習得推進費に応じた労災保険料(60/1,000)(最大3ヶ月)	技術習得推進費に応じた労災保険料(60/1,000)(最大8ヶ月)	技術習得推進費に応じた労災保険料(60/1,000)(最大8ヶ月)	技術習得推進費に応じた労災保険料(60/1,000)(最大8ヶ月)
指導費 ^{※1} ・ ^{※2} 指導員1人当たり(定額)	5,000円/日 (上限60日)	5,000円/日 (上限140日)	5,000円/日 (上限140日)	5,000円/日 (上限140日)
研修業務管理費 1林業経営体当たり(定額)		20,000円/月 (最大8ヶ月)		
雇用促進支援費(住宅手当) 研修生1人当たりの上限(但し、林業経営体負担分を上限とする)	20,000円/月 (最大3ヶ月)	20,000円/月 (最大8ヶ月)	—	—
就業環境整備費(社会保険) 研修生1人当たりの上限(但し、林業経営体負担分を上限とする)	—	10,000円/月 (最大8ヶ月)	10,000円/月 (最大8ヶ月)	10,000円/月 (最大8ヶ月)
資材費 研修生1人当たりの上限(但し、林業経営体負担分を上限とする)	40,000円	40,000円 (但し、トライアル雇用にて同助成を受けていない研修生のみ)	—	—
研修準備費(チェーンソー・刈払機) 研修生1人当たりの上限(但し、林業経営体負担分を上限とする)	—	100,000円	—	—
安全向上対策費(防護スボン・ブーツ) 研修生1人当たりの上限(但し、林業経営体負担分を上限とする)	—	50,000円	50,000円	50,000円
研修環境整備費(簡易トイレ・休憩所のレンタル) 女性研修生1人当たりの上限(但し、林業経営体負担分を上限とする)	—	20,000円/月 (最大8ヶ月)	20,000円/月 (最大8ヶ月)	20,000円/月 (最大8ヶ月)

指導員について

実地研修(OJT)を統括的に管理・指導するため、各林業経営体で指導員を選任の上、研修指導を行います。

指導員の資格

右の①または②に該当する場合

①フォレストリーダー研修もしくはフォレストマネージャー研修の修了者

②以下のa・b両方を満たす者

a 伐木等の業務に係る特別教育及び刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育の修了者であって、現場作業経験が5年以上の者

b 指導員能力向上研修の修了者

現場技能者キャリアアップ対策

効率的な現場作業を主導することのできる現場管理責任者、統括現場管理責任者を育成するためのキャリアアップ研修を実施します。

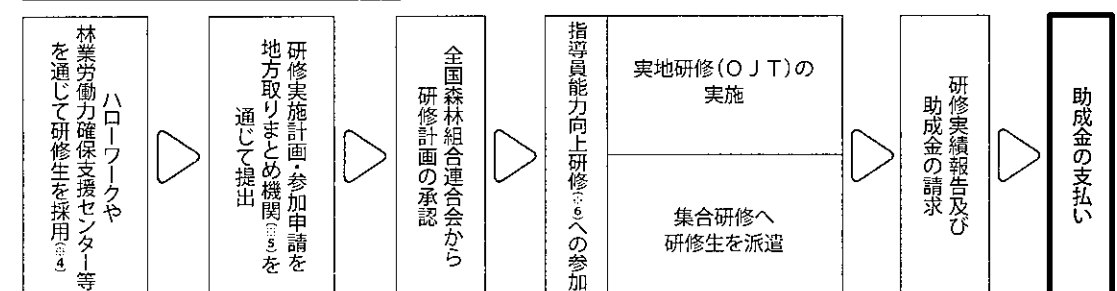
研修の体系

現場管理責任者 (フォレストリーダー)研修	統括現場管理責任者 (フォレストマネージャー)研修
担当する現場の効率的な運営を行うために必要な知識・技術・技能を習得させるための集合研修	複数の現場を統括管理するために必要な知識・技術・技能を習得させるための集合研修
①林業就業経験：通算5年以上 ②研修を受講するにふさわしい一定の技術水準を有する者 ③現場管理を行う(見込み含む)者 ④研修修了後、5年以上就業できる年齢である者等	①林業就業経験：通算10年以上 ②研修を受講するにふさわしい一定の技術水準を有する者 ③統括現場管理を行う(見込み含む)者 ④研修修了後、5年以上就業できる年齢である者等
現場におけるコスト・工程管理 (16日間程度の座学と実習)	経営的リーダーシップ・企画・運営 (10日間程度の座学と実習)
【研修中に取得する安全講習等】 ・造林作業の作業指揮者等安全衛生教育 ・はい作業主任者技能講習 ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	【研修中に取得する安全講習等】 ・安全衛生推進者養成講習

助成の内容・上限(予算状況により変動する場合があります。)

技術習得推進費 研修生1人当たりの上限(定額)	90,000円/年
日当 旅行1日当たりの上限額	2,200円/日
旅費 宿泊費 旅行1日当たりの上限額	7,800円/日、8,700円/日 (※宿泊地により異なる)
交通費 研修生1人当たり	実費 (※公共交通機関の利用料等の移動に必要な経費)

申請から支給までの流れ



- ※1: 研修生の人数と、配置される指導員の数に応じて助成します。
- ※2: 指導費の助成について、別途定められた要件を満たす事業所がある場合はその事業所を1林業経営体とみなすことができます。
- ※3: 研修生の定着率により変動します。
- ※4: トライアル雇用とフォレストワーカー研修(1年目)(トライアル雇用から引き続きの場合を除く)のみ
- ※5: 林業労働力確保支援センター等(一部の都道府県では、森林組合連合会等の場合があります。)
- ※6: 各都道府県の集合研修機関において別途実施します。